

# 蔚周文商企連合会規約

## 第一章 総則

第一条 この連合会の名称は「蔚周文商企連合会」とする

第二条 この連合会の目的は、参加企業が文化、商業、企業の間の交流と協力を促進して、お互いの発展を促進することである。

第三条 この連合会の所在地は、愛知県名古屋市中区栄4-16-29中統賞学館801とする。

## 第二章 会員

第四条 この連合会の会員は、文化、商業、企業などの関連分野に従事する個人や組織で、この連合会の趣旨を理解してこの規約を遵守すること。

### 第五条 会員の主要な活動

- 1, この連合会の活動に自由に参加できる
- 2, この連合会が提供する情報サービスを取得できる
- 3, この連合会の仕事に対して意見を提案できる
- 4, この連合会が定めるその他の権利を有する

### 第六条 会員の役割

- 1, この連合会の規約と決議を遵守する
- 2, 積極的にこの連合会の活動に参加する
- 3, この連合会の仕事をサポートする
- 4, この連合会の委託した仕事への対応

## 第三章 組織機構

第七条 この連合会の最高機関は会員総会であり、理事会からの提案内容への最終承認である

- 1, 理事会による定款や規約の制定及び改定
- 2, 理事会からの任命及び交代の提案への最終決定
- 3, 理事会の業務報告や財務報告を審議する
- 4, 理事会からの重要事項を決定する

第八条 会員総会は年に一回、必要があれば、臨時総会を開くことができる。総会は会員の三分の二以上（委任状も含む）の参加が必要とし、その決議は参加会員の半数以上で承認される。

第九条 この連合会は理事会を設け、理事会は会員総会の執行機関であり、この連合会の活動を指導し、会員総会に対して責任を負うこととする。理事会の役割分担は以下のとおりである。

- 1, 会員総会の決議を実行する
- 2, 会長や副会長、理事の選出と交代を実行する
- 3, 会員総会の開催を準備する
- 4, 会員総会に執行及び財務状況を報告する

- 5, 会員の募集及び変更、退出を決定する
- 6, 運営の事務機関及び必要な追加機関を設立することを決定する
- 7, 運営上の管理制度の設定である
- 8, その他必要と判断される事項を決定する

第十条 理事会は3か月に一回召集され、必要があれば、臨時の理事会を招集することができる。  
理事会は理事の三分の二以上が出席して開催され、議決は理事の三分の二以上が議決しなければならない

第十一条 理事会は会長、顧問、理事長、副理事、副理事をもって構成する。

第十二条 会長の職務は以下のとおりである

- 1, 理事会の議長として開催する
- 2, 理事会の執行状況を承認する
- 3, この連合会を代表して重要な文書に署名する

第十三条 理事長の職責は以下のとおりである

- 1, 事務機関を主宰して日常の仕事を展開する
- 2, 必要な追加機関の提案
- 3, 事務機関の選任スタッフの採用を決定する
- 4, その他の日常業務を処理する

#### 第四章 資産管理

第十四条 この連合会の執行経費は、政府からの援助、活動からの収入などを経費とする

第十五条 この連合会の資産管理は、日本の関連法規を遵守し、資産の安全と合理的な使用を確保しなければならない

第十六条 この連合会の財務状況は、理事会に開示し、監督を受けなければならない

#### 第五章 規約の改正

第十七条 この規約の改正は理事会の提案に基づいて会員総会の議決を得なければならない

第十八条 この規約の解釈は、この連合会の理事会に帰属する

#### 第六章 附則

第十九条 この規約は連合会が成立した日から効力を発する

第二十条 この規約で果たされないことがある場合は、理事会が別に定める